2　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第二項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）、適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）（以下この項において「改正告示」という。）附則第三条第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（改正告示附則第三条第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項において同じ。）」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第二項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項において同じ。）」とする。

3　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新信金告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）」と、新信金告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

4　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新信組告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

（意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置）

第十条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における新銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

2　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第四項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における新持株告示第十八条第四項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

3　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

4　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第十一条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第七項第一号及び第四十一条第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第七項第一号の規定の適用については、同号中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

3　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信金告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

4　適用日から起算して四年を経過する日までの間における新信金告示第二十五条第十項第一号及び第三十七条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。